



公益社団法人仙台市シルバー人材センター

- 本 部 仙台市青葉区花京院 1-3-2 仙台市シルバーセンター6 階
TEL022-214-6262 FAX022-214-6264
メールアドレス sendaisc@sjc.ne.jp
- 北部支部 仙台市泉区泉中央 2-24-1 仙台市健康増進センター1 階
TEL022-375-1370 FAX022-375-1399
メールアドレス sendai-h-sc@sjc.ne.jp

■ シルバー人材センターとは

地域の高齢者で組織された自主的な団体です

シルバー人材センターは、年齢が 60 歳以上で健康で働く意欲があり、

○長年の経験や技能を生かしたい

○生きがいを得たい

○いくらかの収入を得たい

○社会の役に立ちたい

という方々が会員となり、地域社会から臨時的・短期的及びその他の軽易な仕事を引き受けて、会員それぞれの経験や能力に応じ、お互いに力を合わせて仕事をおこない、「自主・自立、共働・共助」の精神で自分たちの手により運営していく団体（公益社団法人）です。

会員は、社団法人を構成する組織の一員です。運営の責任は、会員自らが負うのだという自覚が必要です。

自主・自立、共働・共助

「自主・自立、共働・共助」がシルバー人材センターの基本理念であり、私どもが目指す理想です。

シルバー人材センターは、助け合いながら仲良く共に働くことによって社会に参加し、そこに喜びや生きがいを見いだそうとする地域の高齢者が集まって組織し、自主的に運営する団体です。

「自主」・・・自分たちのものとして 「自立」・・・自分たちの力で育てる

「共働」・・・一緒になって働き 「共助」・・・お互いに助け合う

会員として働くということ



シルバー人材センターに入会し、会員として働くということは、単に収入を得ることが目的ではありません。働くことあるいは、様々な活動を通じて会員同士が助け合い、生きがいを得るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献していくことが目的です。

会員になったとしても、一定した収入を得ることや必ず希望する仕事につける保障はありません。

■ シルバー人材センターのしくみ

シルバー人材センターの組織

シルバー人材センターは会員で構成する社団法人で、事業運営を進めるために次の組織が設置されています。

- 総 会・・・最高意思決定機関。すべての会員に参加資格があり、総会の議決権を有します。
- 理 事 会・・・会員による総会の決定に基づいて事業を執行
- 専門部会等・・・理事会の方針に基づき、業務の計画、検討、実行
(組織部会、就業促進部会、広報委員会、安全・適正就業委員会)
- 事 務 局・・・理事会をサポートして事務処理を行う
本部（青葉区・宮城野区・若林区・太白区 4区を担当）
北部支部（泉区を担当）

このほか、会員の自主活動を進めるために、地域班とそれを管轄するブロック体制、職群班の組織があります。これらは、会員が自分たちで役員を選び、組織や事業の運営に参画します。

※詳細は「ブロック体制・地域班・職群班について」をご覧ください。

入退会について

◆ 入 会

仙台市に居住する原則として 60 歳以上の方で、健康で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同される方は、どなたでも入会できます。

- ・「仙台市に居住する」とは、仙台市に住所を有する者をいい、住民票の有無は入会の条件ではありません。
- ・「原則として 60 歳」とは、年度内に 60 歳に達する年齢を指します。

◆ 退 会

退会は、会員の希望で自由です。

センターに退会届を提出し、交付されている会員証などを返却してください。

就業中の会員は、事前にセンターへ退会の意思を連絡し、就業を交代する会員の確認・調整後に退会となります。

すでに収められた会費は、お返しいたしません。

就職されたり、長期の病気などで就業できない方、市内転居や市外転出される方は、速やかに事務局へ連絡してください。

なお、1 年以上会費を納めていない方は、年度末をもって自動退会の取り扱いとなります。

仕事について

シルバー人材センターで受ける仕事は、いろいろ種類がありますが、シルバー人材センターの趣旨・目的から、臨時的・短期的及び軽易な仕事に限られます。

（概ね月 10 日程度、週 20 時間を超えないもの）

長時間・長期間の就業依頼については、ローテーションによる複数人での就業が基本となります。

重機の操作、高所作業、有害物質の取扱など危険な作業や高齢者にふさわしくない仕事は取り扱いません。

仕事の種類は多岐にわたりますが、一般的なものとして、カート整理、建物清掃、植木剪定、除草（機械刈・手刈）、封入作業、事務作業などがあります。

仕事はシルバー人材センターが引き受け、会員に提供します

シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を、民間企業・一般家庭・官公庁など（発注者）から引き受け、会員に提供します。

就業の形態は「委任・請負による就業」と「シルバー派遣による就業」があります。

現在、多くの会員が「委任・請負による就業」で仕事をしておりますが、発注先の企業によっては、業務の形態上シルバー派遣でしか依頼ができないという案件もあるため、徐々にではありますが「シルバー派遣による就業」の割合も増えてきております。

Smile to Smile サービスってなに？

「Smile to Smile サービス」（以下「スマスマ」という）とは、センターと会員のコミュニケーションツールの一つです。

スマートフォン、パソコンなどお持ちで、かつオンライン環境があれば会員誰でも登録・使用することができ、主にセンターからの情報（お知らせ、就業情報、配分金明細書、ポイント残高等）を確認することができます。

「スマスマ」ではセンターで募集している就業案内が定期的に掲載されるため、就業希望者が使いやすいツールとして活躍しています。さらに、気になる就業情報に詳細希望等の応募もすることができるため、加入者が増えています。

また、センターが主催するイベントの案内にも利用されています。就業に直接つながりやすい接遇研修会や安全講習会、著名人などを招いた基調講演、企業とタイアップしたイベントなど、各種の告知と参加応募が簡単にできるため、センター活動の一環として非常に有効なサービスとなっています。

※登録希望の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。

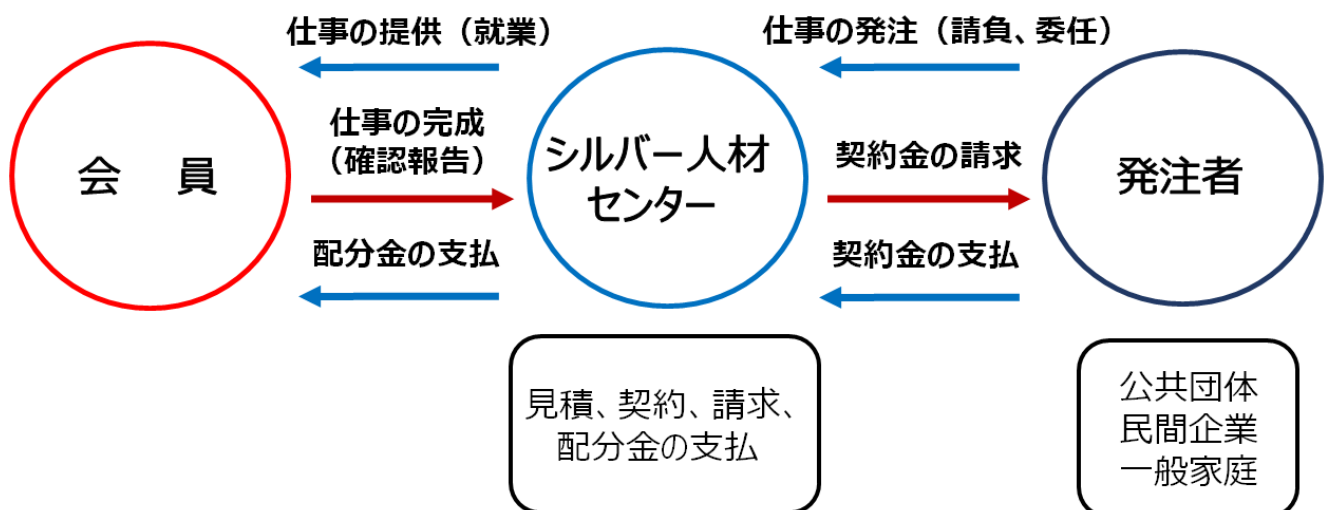
委任・請負による就業

発注者から依頼のあった仕事をシルバー人材センターが引き受け、さらにその仕事を会員が引き受けて就業する仕組みです。

委 任	請 負
仕事の完成ではなく、事前に決められた仕事の実施を目的とする業務	仕事の完成を目的とする業務
<仕事例> ・家事援助サービス業務 ・定期清掃業務	<仕事例> ・植木剪定 ・除草 ・障子、襖張り ・筆耕

- 会員の裁量で行うので、発注者から指揮命令は受けません。
- 雇用関係は発生しません。(会員とシルバー人材センター、会員と発注者、シルバー人材センターと発注者のいずれの関係にも雇用関係はありません)
- 社会保険・労働保険の適用はありません。就業中のケガや事故についてはシルバー保険で対処します。
- 就業した仕事に応じた配分金（雑収入）が支払われます。(配分金は税法上雑所得として取り扱われ、確定申告の対象となります)

委任・請負による就業の仕組み



※ 仕事に従事して得られる報酬のことをセンターでは「配分金」と呼びます。この配分金は一か月ごとの月締めでセンターから会員へ支払われます。発注者との直接の現金のやり取りがないため、安心して就業することができます。

シルバー派遣による就業

発注者から依頼のあった仕事をシルバー人材センターが引き受け、派遣元が雇用した会員を発注先へシルバー人材センターが派遣する仕組みです。

シルバー派遣事業により就業する場合は、雇用関係が発生するため、請負・委任とは就業する仕組みが異なります。

シルバー派遣

派遣先からの「指揮命令（指示）」を受けながら就業します。

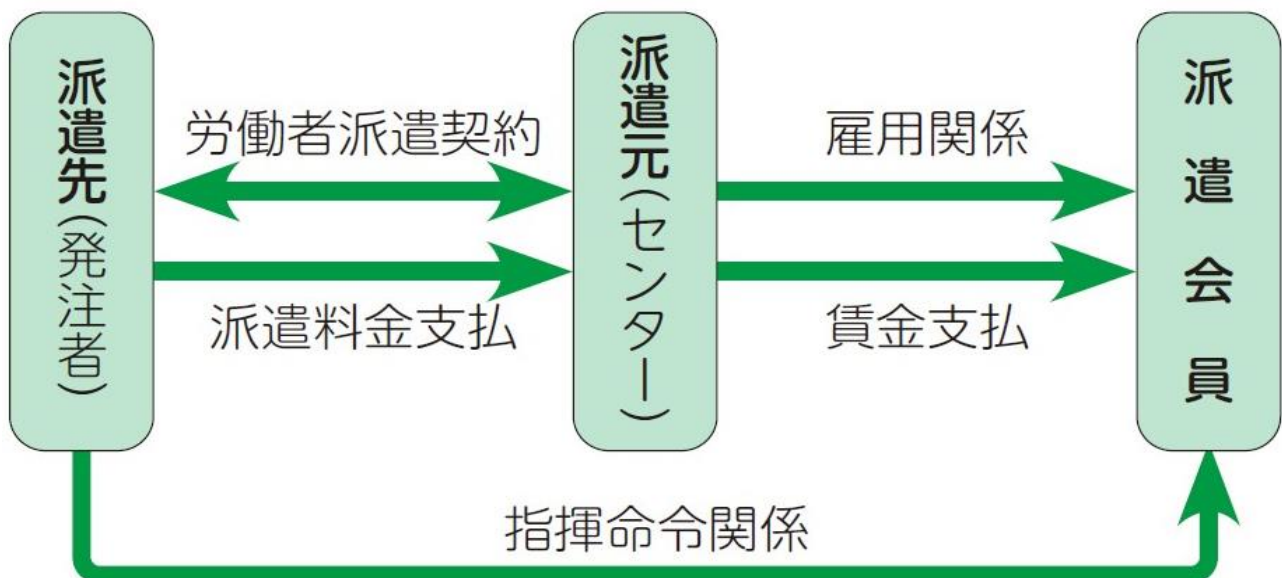
会員と派遣元（宮城県シルバー人材センター連合会）の間には雇用関係が発生します

働いて得た報酬は「給与所得」となります。（給与支払い時に源泉徴収有）

就業中、もしくは就業途上にケガをした場合は「労働者災害補償保険（労災保険）」が適応されます。

法定で定められた「有給休暇」が発生します。

シルバー派遣事業の仕組み



※派遣元と派遣会員との間に雇用関係が生じる。

※派遣会員は派遣先の指揮命令により就業する。

■ ブロック体制・地域班・職群班について

（１）ブロック体制

ブロック体制は、数力所の地域班をグループ化し、ブロックとしたもので、平成18年4月からスタートしました。

ブロック体制は、会員意識の高揚と地域班活動を活発化するため、

- ① センターからの情報を地域に伝え、また、地域の情報をセンターに伝えるルートをはっきりさせることにより、センターと地域の情報交換を円滑にする
- ② 他の地域班とのつながりを作り、地域班の運営により多様な活動ができるようにする

といった理由から導入したものです。

ブロックにブロック代表を、また行政区ごとに担当理事を置き、ブロック代表と担当理事は協力して地域班活動の相談役、センターと会員とのパイプ役として役割と担います。

ブロック代表は、担当理事と相談しながら、ブロックのまとめ役となり、ブロック会議を開催するほか、ブロック内での地域班相互の交流に留意し地域班活動を支援します。

また、行政区ごとに研修や意見交換、講習会などの活動を進めるため、区ごとの体制もとられています。

（２）地域班

地域班は、会員相互のコミュニケーションや会員による地域活動あるいは会員とセンターの情報交換を目的として組織されており、センターにおける会員の活動の基礎となるものです。

会員は、センターに入会すると住所地域の地域班に自動的に所属することになります。

地域班は、「自主・自立・共働・共助」の栄進で会員の手により運営されます。

班には、班長の他に役員が置かれ、役員が中心となって班会議や行事等の班活動を班員の協力のもと企画・運営されます。

会員は、班会議や行事に出席することで、会員相互の交流、親睦、協力を深め、また、センターの情報を知ることができます。

地域班の主な活動として、具体的に次のようなものがあります。

- 班会議
- 親睦活動
- ボランティア活動
- 地域でのイベント参加
- センターのPR

(3) 職群班について

会員の就業は、ともに助け合いながら、共に働くということが基本です。このことを第一の目的として職種単位に職群班が組織されます。

班には班長の他役員が置かれ、役員が中心となって班員（会員）が自主的に班の運営を行っています。

職群班が作られている職種を希望する会員は、それぞれの班に所属して就業することになります。職群班に入るためには、それぞれの職群班が定める講習会の受講や、必要資格の取得など、手続きが必要ですので、詳細については事務局にお尋ねください。

また、どのような職種に職群班が作られているかについては、職群班設置規程をご覧ください。

■ 講習会・研修会について

センターでは、定期的に各種の講習会や研修会を開催しています。開催する種別や時期などに関しては、センターHP やスマスマ掲示板、事務局だよりなどでお知らせします。

■ 就業相談窓口について

1人でも多くの会員が就業できるように、随時就業相談窓口で就業の相談を受けています。事前に予約が必要ですので、センターへ申し込みを行ってください。

■ 個人情報保護について

当センターでは、個人情報保護について、個人情報保護規定、個人情報保護基本方針に基づき、厳正に取り扱っています。また、会員は知り得た会員の個人情報を他に漏らしてはいけません。

■ 税金の取り扱い、社会保険等について

委任・請負

センターが委任・請負形式により受注した仕事については、会員とセンターの間には雇用関係が生じません。したがって会員の得た収入は雑所得として扱うこととなりますので、会員自身が確定申告をしてください。

また、社会保険・労働保険についても被保険者になりません。

シルバー派遣事業

シルバー派遣事業で就業した場合については、派遣元（宮城県シルバー人材センター連合会）と派遣会員の間には雇用関係が生じます。したがって、賃金（給与）支払いとなるため、賃金からの源泉徴収となります。

また、社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険等）については、基本的にシルバー派遣においては「短時間労働者」として就業するため、被保険者になりません。

会員の心得

1 働くことに誇りを持ち感謝しましょう

会員同士や就業先の人たちと協力しながら活動することで、よりいっそう友達を持つ機会が広がり社会参加できることに感謝しましょう。

2 安全は最優先に考えましょう

仕事中は細心の中をはらい、行き帰りの交通の安全にも注意しましょう。

3 仕事で知り得た情報は守りましょう

仕事で知り得た発注者にとって不利益になることや、発注者への不満、会員同士のトラブル等は後々まで漏らしてはなりません。

4 確実・丁寧な仕事をしましょう

仕事は依頼主の身になって責任をもって完成させましょう。引き受けた仕事は準備から完成までの義務が生じます。誠実に仕事に臨んでください。

5 無理はしないようにしましょう

会員は常に自己の健康に心がけ、無理な健康状態で就業しないでください。

6 挨拶はしっかりしましょう

仕事の始まりと終わりの挨拶は全員でしましょう。始業・就業時間や人数の確認にもなります。感謝の心で挨拶しましょう。

7 連絡は確実にしましょう

家庭の都合や健康上の理由で約束の仕事に従事できない場合は、発注者や事務局に必ず連絡しましょう。また就業内容の引継ぎなどはメモを取り、正確に伝える習慣をつけましょう。

8 仕事は必ず事務局経由で受けましょう

会員は、直接発注者と仕事の契約をしないでください。また、発注者から契約外の仕事依頼された場合は、速やかに事務局へ連絡してください。

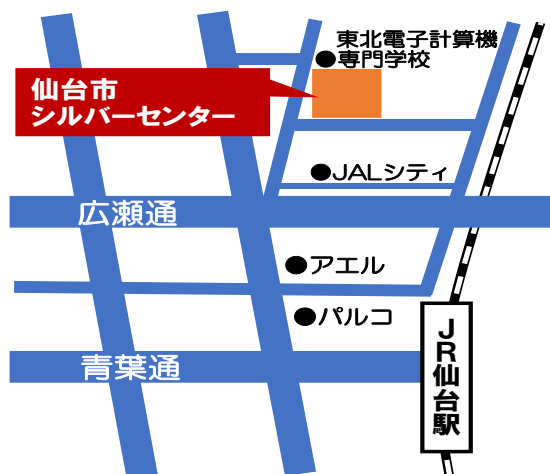
9 会員はお互いに助け合いましょう

シルバー人材センターの基本理念にあるように、会員はお互い助け合って活動をしましょう。

公益社団法人仙台市シルバー人材センター

本部 電話 022-214-6262

〒980-0013 仙台市青葉区花京院 1-3-2
仙台市シルバーセンター6階



北部支部 電話 022-375-1370

〒981-3133 仙台市泉区泉中央 2-24-1
仙台市健康増進センター1階

